

令和5年 5月 2日

保護者各位

松阪市立大河内小学校
校長 小濱 美由紀

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日頃より、本校教育活動や感染拡大防止対策にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症は、法律上の5類感染症に移行することとなり出席停止等の扱いが変更となります。

学級閉鎖の判断の変更については、本日、教育委員会からの文書をお子さんを通じて配布しましたのでご覧ください。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。また、マスクの着脱について、さまざまな事情や理由があることから、着用の有無による差別・偏見等が生じることがないように、特段の配慮をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症への感染に関する出席停止の扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童は出席停止とします。期間は「発症した日の翌日から起算して5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで」を基準とします。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※出席停止解除後、発症から 10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

2 濃厚接触者の扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、行動制限及び協力要請は行われないこと等を踏まえ、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止の対象としないこととなりました。

3 発熱や咳等の症状がある場合

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにしてください。(ただし、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については基本的に病欠欠席扱い) また、症状に応じて病院を受診していただき、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は出席停止扱いとなります。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることをもって登校を一律に制限することはしません。

4 コロナワクチン接種に関する対応について

ワクチン接種のため学校を休む場合は出席停止扱いとなり、接種後の熱などの副反応で休む場合は欠席扱いとなります。